

農畜産物輸出拡大施設整備事業

【10,000百万円】

対策のポイント

「攻めの農林水産業」を実現するため、輸出の拡大や高品質・高付加価値化に資する生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設や卸売市場施設の整備を支援します。

<背景／課題>

- ・農業の成長産業化を図るためには、農畜産物の輸出拡大や高品質・高付加価値化を更に発展させていくことが効果的です。
- ・このため、輸出先国の求める衛生条件等を満たすために必要な施設の整備等が必要です。

政策目標

- 農林水産物・食品の輸出額を拡大
(7,451億円(平成27年)→1兆円(平成31年(平成32年から1年前倒し)))
- 青果物・花きの輸出額を150%増(平成32年(対平成24年比))
(160億円(平成24年)→400億円(平成32年)) 等

<主な内容>

1. 輸出対応型施設等の整備

「攻めの農林水産業」の実現に向け、国産農畜産物の輸出促進の取組に必要となる輸出対応型の集出荷貯蔵施設や加工処理施設等の整備を支援します。

2. 輸出促進に繋がる卸売市場の整備

生鮮食料品等の安定的な流通及び輸出促進を図るため、輸出先国が求める衛生基準等を満たす施設や輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保に資する施設等の整備を支援します。

（ 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、民間事業者、農業者の組織する団体等 ）

（ お問い合わせ先：

- 1の事業 生産局総務課生産推進室（03-3502-5945）
- 2の事業 食料産業局食品流通課（03-6744-2059）

農畜産物輸出拡大施設整備事業

平成28年度補正予算額：10,000百万円

「攻めの農林水産業」を実現するため、輸出の拡大や高品質・高付加価値化に資する生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設や卸売市場施設の整備を支援します。

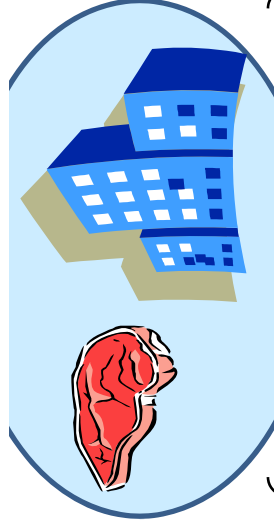
- ・補助対象 共同利用施設整備、卸売市場施設整備
・交付率 都道府県への交付率は定額（事業実施主体は事業費の1/2以内等）
・事業実施主体 都道府県、市町村、農業者団体等

・事業の流れ：



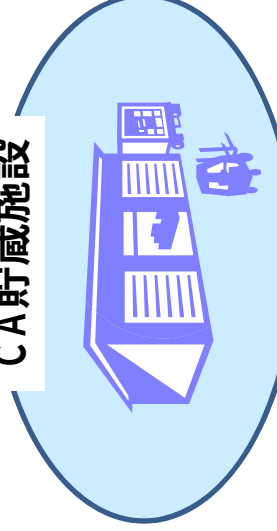
(施設例)

HACCP対応食肉施設



〔米国、EU等は牛肉施設についてHACCP対応を要求〕

CA貯蔵施設



〔輸出先国の需要時期に合わせた供給を可能とする青果物の長期保存体制を構築〕

コールドチェーン対応
卸売市場施設



〔外気と遮断された温度管理可能な卸売市場施設とすることで、輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保〕